

**「地域公共人材育成のための教育・研修
プログラムの社会的認証基準策定委員会」
(戦略的大学連携支援事業業務委託事業) 概要**

機関名 一般財団法人地域公共人材開発機構

機関の長名 代表理事 足立 幸男

1. 業務委託期間

平成 21 年 6 月 10 日～平成 22 年 3 月 31 日

2. 業務委託テーマ

「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証制度の運用のための、認証基準及び手続き規定等にかかる調査・研究とその具体案の策定」

3. 業務委託の概要

(1) 委員会設置の経緯

地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの質保証については、公共活動が多様な社会的主体によって担われる協働型社会にふさわしい、産官学民によって構成される一般財団法人地域公共人材開発機構（以下、「機構」）による社会的認証が求められている。

機構では、このたび戦略的大学連携支援事業からの業務委託を受けて、教育・研修部会に「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会（略称「認証基準委員会」）」を設置し、平成 23 年度からの制度の運用を前提とする「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準等を策定した。

(2) 委員会設置の目的

「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムの社会的認証制度の運用のための、認証基準等にかかる調査・研究とその具体案の策定。

(3) 調査研究の内容

- ①国・専門職大学院等の動向に関する関連情報の収集及び分析
- ②大学・大学院のカリキュラムと、質保証に必要な教育課程についての戦略的大学連携支援事業における議論の展開を踏まえつつ、学位及び履修証明制度等と質保証の関係の整理
- ③以上を踏まえて、平成 22 年度からの制度の運用開始に必要な基準等の明確化（成果を基準案等に取りまとめ、機構の教育・研修部会にも報告）

4. 業務の実施方法

(1) 委員の選任

委員は、公共政策系大学の教員 2 名、自治体の研修又は人事担当部局職員 3 名（京都府・京都市・京都府市町村振興協会）、京都商工会議所職員 1 名、(財) 大学コンソーシアム京都職員 1 名、大学基準協会職員 1 名、機構の教育・研修部長 1 名、の 9 名とし、機構が事務局

の事務を取り行った（詳細は【別表 1】のとおり）。

【別表 1】「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会（認証基準委員会）」の構成

所属	お名前（敬称略）
公共政策系大学（2名）	足立 幸男（関西大学政策創造学部教授） 早田 幸政（大阪大学大学教育実践センター教授）
京都府（1名）	川口 龍雄（人事課長）
京都市（1名）	赤井 克典（人事委員会事務局次長）
（財）京都府市町村振興協会（1名）	藤井 敏久（振興課課長補佐）
京都商工会議所（1名）	佐藤 重紀（理事・会員部長）
（財）大学コンソーシアム京都（1名）	山本 恵果（主幹）
（財）大学基準協会（1名）	工藤 潤（評価・研究部長）
地域公共人材開発機構 教育・研修部会長（1名）	佐野 亘（京都府立大学公共政策学部准教授）

（順不同、敬称略）

(2) 委員会の開催回数

委員会は年間4回開催した。また、必要に応じて委員の一部で構成するワーキンググループ（こちらの事務局は戦略的・大学連携支援事業が担当）を開催して具体的な作業を進めた（詳細は【別表 2】のとおり）。

なお、委員会の設置期間は、2カ年とし、今年度は、社会的認証基準を中心に調査研究活動を行った。

【別表2】「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会（認証基準委員会）」開催概況

回数	日時	場所	主な議題
第1回	8月27日（月）	日本生命京都三哲ビル貸会議室	1. 文部科学省（文部科学省高等教育局法規担当 課長補佐）からの説明「履修証明制度について」 2. 事務局からの説明 3. 意見交換
第2回	10月14日（水）	地域公共人材大学連携オフィス	1. 評価基準策定にかかる基本的な枠組みについて 2. 今後の進め方について
第3回	11月24日（火）	地域公共人材大学連携オフィス	・「地域公共人材の資格教育プログラムにおける社会的認証評価基準（案）」について
第4回	12月21日（月）	地域公共人材大学連携オフィス	1. 「地域公共人材のための資格教育プログラムの社会的認証評価基準（案）」について（説明） 2. 意見交換 3. その他

(3) 外部講師の招聘

研究会の初回に、英国の専門家を招聘して報告を求めた（詳細は【別表3】のとおり）。

【別表3】外部講師一覧

会議名（日付）	所属及び肩書き	名前
第1回（8月27日）	文部科学省高等教育局法規担当 課長補佐	石橋 晶

5. 成果報告について

本委託事業の成果は、基本的に、(1)「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証基準、(2)社会的認証基準の解説の構成で取りまとめた。
(社会的認証手続き規定及び社会的認証手続き規定の解説については、素案はできているが、次年度の成果とする)

ただし、本年度は資格教育プログラムを対象とする基準等を想定しており、それ以外の個別の地域資格の付与に係る社会的認証基準の取り扱いについては、次年度以降、別途協議する。

以上

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム（地域公共政策士第1・第2種プログラム）の社会的認証基準（第一次案）

平成22年2月24日

はじめに

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証基準*の基本的理念

(*) 社会的認証とは、地域社会における地域活動団体、地方自治体、企業及び高等教育機関が連携して実施する資格教育プログラムの評価及び認証にかかる手続きの全体を指す。

21世紀に入って、地域社会をめぐる環境は大きく変化した。20世紀後半における産業経済規模の急激な拡大を背景とする国家による国民福祉の保障は財政負担の増大に耐えられず、公共的活動における国家など政府の役割が後退して、新たな担い手が求められている。また、産業経済規模の急激な拡大は、地球レベルにおける資源・エネルギーの過剰消費を引き起こし、地球温暖化の危機に対応するための持続的社會への転換が、地域社会も含めてすべての社会的活動の指針となる時代を迎えている。我々は、公共的活動が政府主導から地域社会におけるすべてのセクターによって担われる時代への転換点に立っているのである。

特に日本においては、21世紀初頭に地方分権改革が断行され、地域社会が主体的に主要な公共的活動を担うことが求められる時代を迎えて、その地域社会において公共的活動を幅広く担う人材の育成と能力開発は地域社会にとって死活的な課題となっている。

地域社会全体が担うべき新たな公共的活動のために必要な基盤的な能力と資質を兼ね備え、さらにそれぞれの専門領域において必要とされる様々なレベルの専門的能力をセクターを超えて機能させることができる人材を、我々は「地域公共人材」と総称する。したがって、「地域公共人材」には、地域社会における幅広い公共的活動にかかる市民社会の倫理と基礎的知識、地域社会の公共的課題の把握から解決に至るプロセスの専門的管理能力、さらには社会の各セクターを横断する公共的活動の総合的調整能力などを、各専門分野・各レベルに対応して涵養することが求められる。

本社会的認証基準は、上記「地域公共人材」が備えるべき能力と資質に対応する教育・研修の機会を提供することを目的に編成された、「地域公共政策士」育成プログラムを対象とする社会的認証のための基準である。

本基準を策定するにあたっては、「地域公共人材」像が新たな社会的概念であり、また、地域社会における様々な教育・研修の豊かな実践がより豊かで社会的認知度の高い人材の開発を

促進させることを考慮して、教育・研修の成果を可能な限り可視化すること、各機関における意欲的な取り組みを積極的に評価して多様で質の高い特色ある取り組みを育成することに特に留意し、さらに社会的認証の質を確保しつつ認証を受ける教育・研修機関の負担を最小限にすることなどに重点が置かれている。

また、本基準は、各教育・研修機関の自主的取り組みを最大限尊重するとともに、大学の自主性を高め、各機関の特色を積極的に推進し、さらに機関相互の基盤的資源の共有を推進することによって公共政策系人材開発の社会的認知を高めることを原則として各評価項目を設定している。

本基準が、「地域公共政策士」の輩出によって新たな地域社会を創造する原動力となり、公共政策系教育・研修機関の社会的役割を高めることができれば望外の幸せである。

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム

(地域公共政策士第1・第2種プログラム)の社会的認証基準

社会的認証にあたって

1. 本基準の基本的枠組み

(1) 社会的認証の対象

本基準は、文部科学省が定める機関別認証評価、分野別認証評価など異なり、「地域公共政策士」の育成を目的として、各教育・研修機関が提供する、特定の教員団等と特定の科目群によって編成される個々の資格教育プログラム（「地域公共政策士第1種ならびに同第2種プログラム」）を対象とするものである。

(2) 「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムに求められる教育・研修の基本理念
地域社会における公共的活動の多面性と高い公共性に鑑み、「地域公共政策士」育成にかかる資格教育プログラムは、以下の理念に基づき総合的・有機的に構成されることが求められる。

- ① 市民生活に最も近い地域社会の公共的活動に欠かすことのできない、豊かな市民性、鋭い感受性および高い倫理規範の涵養
- ② 地球規模・国際的な動向と地域社会を結ぶ総合的視点の確立
- ③ 地域社会における公共的活動のセクターを越えた共通性と特異性の理論的・実践的理解
- ④ 専門領域における高い識見と実践的リーダーシップの涵養
- ⑤ セクターを超えたプロジェクトの創造的実践能力の涵養

2. 評価項目の構成

(1) 評価項目の基本構成

本基準は基本理念に基づき、「地域公共政策士」育成のための、①資格教育プログラムの目的、②資格教育プログラムの内容とその運用、③教育効果の明確化、④特色ある取り組みの情報化、を軸に編成される。

(2) 地域資格に連動する学習アウトカムの枠組み

本基準による学習のアウトカムは「地域公共政策士」資格に連動するものであり、その枠組みは、①地域公共政策に関する理論的理解、②地域社会における課題の解決のための認知的・実践的職能、③地域社会における諸課題の統合的な処理とマネジメントに関する職務遂行能力、から構成される^(注1)。

(注1) これらの学習アウトカムの定義は、EUにおける資格フレームワーク(EQF)の定義の枠組みを前提に、英国の職能

資格フレームワーク（QCF）を参照して機構の資格フレームワークとしたものである。したがって本資格フレームワークは、部分的ではあるが欧州における共通資格フレームワークとの親和性が高い。

(3) 評価項目（大項目）

評価項目は以下の6項目とする。

- ①目的・教育目標
- ②資格教育プログラムの内容
- ③資格教育プログラムの管理・運営・改善
- ④教育効果の測定
- ⑤教員団
- ⑥資格教育プログラムの特色

3. 評価結果とその取扱い

本基準は法的根拠に基づく認証評価ではなく社会的評価であるため、評価の方法と結果の取扱いは以下の通りである。

(1) 評価の方法

本プログラム認証は、7年以内に1回、原則として学校教育法第109条に基づく機関別評価と同年度に実施する。また認証を受けて3年を経過した段階で、中間報告を行うものとする。

(2) 自己点検評価

プログラム認証を受けようとする機関は事前に本基準に基づいて自己点検を実施して当該プログラムの適格性を評価し、その結果を報告書にまとめて、当該プログラムの認証申請をするものとする。

(3) 評価結果の取り扱い

機構は機関からの認証を受けようとする機関からの申請に基づき、社会的認証にかかるプログラム審査委員会において自己点検評価結果等と評価基準を照合する等の社会的評価を実施し、その結果に基づき認証判定を行う。認証の判定は、①適合、②適合（指摘事項付き）、③適合（改善勧告あり）、④保留、の4種類とし、保留の場合には、「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムを実施するための本機構に対する申請手続きも保留される。

また、社会的認証手続きの終了後3カ年が経過するまでに、各機関は報告書を機構に提出し、自主的改善、変更事項、指摘事項の改善内容、勧告事項への対応等を報告するものとする。

(4) 評価結果の公表

社会的認証にかかる当該プログラムの評価結果と判定結果は機構のホームページで全文公表されるとともに、その概要がマスメディアに対して発表される。

(5) 中間報告

全ての実施機関は、社会的認証手続きが終了した後3カ年以内に中間報告を機構に提出し、自主的改善、変更事項、指摘事項の改善内容、勧告事項への対応等を報告するものとする。

(6) 異議申し立て

各機関は機構による評価に異議のある場合には、機構に対して異議の申し立てをすることができる。評価結果の内容に関する公表手続きは、異議の申し立て期間中は停止される。

4. 「地域公共政策士」における第1・第2種プログラムの位置づけ

「地域公共政策士」は、地域公共政策士第1種プログラム、地域公共政策士第2種プログラム、地域公共政策士共通プログラムの3つの資格教育プログラムから構成される。本基準はこのうちの地域公共政策士第1・第2種プログラムに適合するものである。

学習者は、地域公共政策士第1・第2種プログラム（以下、プログラムと略）について、それぞれ5科目以上、計120時間以上の資格教育にかかる科目を履修することが必要とされる。プログラムのうち少なくとも1つは、機構が定めたEQF（欧州資格フレームワーク）の各レベルに対応する学習アウトカムのレベル7相当の内容であることが必要とされる。それぞれの科目履修によっていわゆる単位にあたるポイントを付与することとする。

※「地域公共政策士付与のためのEQFの各レベルに対応する学習アウトカムの定義」にもとづいて書いて、どのレベルのプログラムかを申請に当たって明示することになる。資格フレームワークについては解説ならびに別表で詳述。

1 目的・教育目標

- 1-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的および教育目標が明示され、育成すべき能力が明確かつ適切に公表されているか。

※何のためのプログラムでどういう人材の育成を目指しているのか、そのプログラムが社会にどのような有用性を持っているのか、などについて、「地域公共政策士付与のためのEQFの各レベルに対応する学習アウトカムの定義」にもとづいて書いてもらう（<解説>で詳述）。

2 資格教育プログラムの内容

2-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラム修了に必要な期間および修得ポイント数が、当該プログラムの目的・目標に則して適切に設定されているか。

2-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラム修了の基準および方法が当該プログラムの目的・教育目標に応じて策定され、学習者に周知・共有されているか。

2-3 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標を達成するために体系的な科目が編成されているか。

※科目編成を書いてもらう。

※「適切な科目」は<解説>で述べる（たとえば、理論教育と実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、科目の内容、履修方法等について配慮されているか、など）。

2-4 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標を達成するために科目の内容、教育の方法が適切に実施されているか。

※科目の内容等を書いてもらう。

※<分野>を特定するのではなく「その分野を書いてください。」と記述を促す表現にする。

※領域1の目的・教育目標に合わせて科目が編成され、教育の方法が実施されているかどうかを書いてもらう。

2-5 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムでどのような学習者を想定しているかが明らかにされ、それに合わせた開講形態となっているか。

3 資格教育プログラムの管理・運営・改善

3-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの趣旨に沿って、科目の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の科目日程等を明示し、カリキュラムおよびシラバス等の見直しを適切に実施しているか。

3-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標に応じた評価、ポイント認定の基準および方法が策定され、それらが学生に対して、あらかじめ明示され、それらの基準および方法に基づき、学習の成果に対する評価、ポイント認定が行われているか。

※組織的に特筆すべき取組みを行っている場合は、その記述を促し、アピールポイントとなるようにする。詳細は、〈解説〉で述べる。

3-3 学習の成果に対する評価、ポイント認定において、評価の公正性および厳格性を担保するため、学生からの異議申立に対応する仕組みが明文化され、運用されているか。

3-4 「地域公共政策士」育成プログラムを継続的かつ円滑に実施していくため体制が適切に整備されているか。

4 教育効果の測定

- 4-1 各プログラムの教育目標の達成度について修了者による評価の仕組みが整備されているか。
- 4-2 外部機関と連携した科目等がある場合には、その実施先による学習者の学習成果に対する評価の仕組みが整備されているか。

5 教員団

5-1 教員団が各プログラムの目的および教育目標に沿って構成されているか。

※教員団の定義については<解説>で述べる。

5-2 科目を担当する教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、適切な指導能力を備えているか。

- 1 教育上または研究上の学位及び業績を有する者
- 2 特に優れた知識および経験を有する者
- 3 教育指導に必要な資格・技能等を有する者
- 4 その他プログラムの特質上、特に必要と認められる能力等を有する者

6 資格教育プログラムの特色

※この部分は、大学の特色を PR することが狙いなので記述を促すことが前提であり、評価そのものが前提ではない。

6-1 当該のプログラムの特色ある取組みについて記述してください（自由記述）。

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの 社会的認証基準＜解説＞

平成 22 年 3 月 31 日

はじめに

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証基準の解説について

本解説は、平成 22 年度における「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムが試行されるにあたり、社会的認証基準に基づいて各実施機関が自己評価を行うための必要事項や記述内容についてあらかじめ共通認識を持つことを目的として定められたものである。

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証基準 ＜解説＞

1. 本基準の基本的枠組み

(1) 社会的認証の対象

本基準は、文部科学省が定める機関別認証評価、分野別認証評価など異なり、「地域公共政策士」の育成を目的として、各教育・研修機関が提供する、特定の教員団等と特定の科目群によって編成される個々の資格教育プログラム（「地域公共政策士第1種ならびに同第2種プログラム」）を対象とするものである。

(解説)

- ① 本基準は、「地域公共政策士」資格の第1種プログラムおよび第2種プログラムの個別のプログラムを対象とする評価基準であり、キャップストーンプログラムは含まない。
- ② 社会的認証とは、対象となる資格教育プログラムの質保証にかかる評価を、産官学民の各セクターから構成される機関が責任を持って実施する、教育・研修の社会的な質保証システムである。

(2) 「地域公共政策士」育成のためのプログラムに求められる教育・研修の基本理念

地域社会における公共的活動の多面性と高い公共性に鑑み、「地域公共政策士」育成にかかる資格教育プログラムは、以下の理念に基づき総合的・有機的に構成されることが求められる。

- ① 市民生活に最も近い地域社会の公共的活動に欠かすことのできない、豊かな市民性、鋭い感受性および高い倫理規範の涵養
- ② 地球規模・国際的な動向と地域社会を結ぶ総合的視点の確立
- ③ 地域社会における公共的活動のセクターを越えた共通性と特異性の理論的・実践的理解
- ④ 専門領域における高い識見と実践的リーダーシップの涵養
- ⑤ セクターを超えたプロジェクトの創造的実践能力の涵養

(解説)

- ① これらの理念は、社会的認証基準の各評価項目において直接的に問われるものではないが、各プログラムにおいて具体的に涵養される能力に通底する「地域公共政策士」に求められる基本的な資質であり、各プログラムはこの基本理念に基づいて設計・運用されることが求められる。

2. 評価項目の構成

(1) 評価項目の基本構成

本基準は基本理念に基づき、「地域公共政策士」育成のための、①資格教育プログラムの

目的、②資格教育プログラムの内容とその運用、③教育効果の明確化、④特色ある取り組みの情報化、を軸に編成される。

(解説)

- ① 本基準の構成は、提供されるプログラムが地域社会が求める人材の育成にふさわしい内実を備えるために、絶えざる改善を社会との対話と実施機関間の情報交換を通じて行うためのものであり、プログラムの内容を第三者が規制するために定めるものではない。

(2) 地域資格に連動する学習アウトカムの枠組み

本基準による学習のアウトカムは「地域公共政策士」資格に連動するものであり、その枠組みは、①地域公共政策に関する理論的理解と知識、②地域社会における課題の解決のための認知的・実践的職能、③地域社会における諸課題の統合的な処理とマネジメントに関する職務遂行能力、から構成される。

(解説)

- ① この社会的認証基準に適合する教育・研修機関等が、機構が定める資格フレームワークに基づいて提供する科目群は、地域公共政策士の資格取得要件であり、機構は提供される科目群の職能に関する学習アウトカムを基準に地域資格付与の適否を判定する。
- ② これらの学習アウトカムの定義は、EUにおける共通資格フレームワーク(EQF)の定義の枠組みを前提に、英国の職能資格フレームワーク(QCF)を参照して機構の資格フレームワークとしたものである。したがって本資格フレームワークは、部分的ではあるが欧州における共通資格フレームワークとの親和性が高い。

(3) 評価項目(大項目)

評価項目は以下の6項目とする。

- ① 目的・教育目標
- ② 資格教育プログラムの内容
- ③ 資格教育プログラムの管理・運営・改善
- ④ 教育効果の測定
- ⑤ 教員団
- ⑥ 資格教育プログラムの特色

(4) 評価項目の解説について

評価項目(大項目)の冒頭にある解説は、当該項目が明らかにしたいこととその記述範囲を簡潔に説明するものであり、自己点検・評価にあたって留意されたい。

(解説)

- ① 各評価項目(個別項目)に付けられた解説は、その項目において明らかにすべきエビデンス(根拠資料)、質問の趣旨、記述範囲の考え方等を説明するものである。

3. 評価結果とその取扱い

本基準は法的根拠に基づく認証評価ではなく社会的認証であるため、評価の方法と結果の取扱いは以下の通りである。

(1) 評価の方法

本プログラム認証は、7年以内に1回、原則として学校教育法第109条に基づく機関別評価と同年度に実施する。また認証を受けて3年を経過した段階で、中間報告を行うものとする。

(解説)

② ただし、初めてプログラムの認証を受けたプログラムについては、2回目の認証が7年以内の任意の時点で認証を受けるものとする。

③ 科目の一部の変更や追加あるいは科目名称の変更については、資格教育プログラムの内容に大きな変更がない場合には、機構に対する届け出変更を認めるものとする。

(2) 自己点検評価

プログラム認証を受けようとする機関は事前に本基準に基づいて自己点検を実施して当該プログラムの適格性を評価し、その結果を報告書にまとめて、当該プログラムの認証申請をするものとする。

(解説)

① 資格教育プログラムの適格性に関する自己評価にあたっては、可能な限り当該プログラムの特色と社会的有用性を明確に説明することが望ましい。

② 自己点検にかかる実施機関による自己評価は、機構が定める適合性判定の基準に基づき行うものとする。

(3) 評価結果の取り扱い

機構は機関からの認証を受けようとする機関からの申請に基づき、社会的認証にかかるプログラム審査委員会において自己点検評価結果等と評価基準を照合する等の社会的評価を実施し、その結果に基づき認証判定を行う。認証の判定は、①適合、②適合(指摘事項付き)、③適合(改善勧告あり)、④保留、の4種類とし、保留の場合には、「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムを実施するための本機構に対する申請手続きも保留される。

また、社会的認証手続きの終了後3カ年が経過するまでに、各機関は報告書を機構に提出し、自主的改善、変更事項、指摘事項の改善内容、勧告事項への対応等を報告するものとする。

(解説) 適合性判定の基準は以下の通りである

① 適合

当該プログラムが、機構が示す評価基準の各項目に全て適合し、特段の改善すべき事項が

ない場合。また、全ての評価項目について自己点検評価が行われていない場合でも、実施機関によってその理由がなされていて、評価基準が全体として満たされると判断される場合。

② 適合（指摘事付き）

当該プログラムが、機構が示す評価基準の各項目におおむね適合しているが、一部又は全ての項目に次回の社会的認証までに改善すべき事項が含まれている場合。

③ 適合（改善勧告有り）

当該プログラムに、機構が示す評価基準の各項目の一部又は全部について3年後の中間報告までに改善すべき事項が含まれている場合。

④ 保留

当該プログラムに、機構が示す評価基準の各項目の一部又は全部について社会的認証の主旨が実現出来ない問題があると判断される場合。この場合には実施機関はその問題に関して改善を実施した後、いつでも再申請を行うことができる。

(4) 評価結果の公表

社会的認証にかかる当該プログラムの評価結果と判定結果は機構のホームページで全文公表されるとともに、その概要がマスメディアに対して発表される。

(解説)

① 公開の範囲は、原則として自己点検評価書、判定結果の全部となるが、自己点検評価書に付帯する資料等のうち、個人情報に関わるものの外、当該実施機関が特に非公開を求めものについては、機構と協議の上非公開とすることができる。

(5) 中間報告

全ての実施機関は、社会的認証手続きが終了した後3カ年以内に中間報告を機構に提出し、自主的改善、変更事項、指摘事項の改善内容、勧告事項への対応等を報告するものとする。

(解説)

① 中間報告は社会的認証にかかる審査手続きではないが、「地域公共政策士」の資格の社会的有用性を担保するため及び、社会情勢の変化に対応するために、実施機関と機構とが協力して質の維持に努めるために設けるものである。

② 中間報告について、機構は必要があれば各実施機関に対して助言を行うものとする。ただし中間報告の結果と助言に対する実施機関の対応によって機構の社会的認証評価の判定が中間報告時点で変更されることはない。

③ 中間報告とそれに対する機構の助言は、原則として全て公開される。

(6) 異議申し立て

各機関は機構による評価に異議のある場合には、機構に対して異議の申し立てをすること

ができる。評価結果の内容に関する公表手続きは、異議の申し立て期間中は停止される。

(解説)

- ① 異議申し立てがあった場合、機構は異議申し立て審査委員会を設置して異議申し立ての内容について審査する。
- ② 異議申し立て審査委員会の組織及び運営については、異議申し立て審査委員会規則に規定する。

4. 「地域公共政策士」における第1・第2種プログラムの位置づけ

「地域公共政策士」は、地域公共政策士第1種プログラム、地域公共政策士第2種プログラム、地域公共政策士共通プログラムの3つの資格教育プログラムから構成される。本基準はこのうちの地域公共政策士第1・第2種プログラムに適合するものである。

学習者は、地域公共政策士第1・第2種プログラム（以下、プログラムと略）について、それぞれ5科目以上、計120時間以上の資格教育にかかる科目を履修することが必要とされる。プログラムのうち少なくとも1つは、機構が定めたEQF（欧州資格フレームワーク）の各レベルに対応する学習アウトカムのレベル7相当の内容であることが必要とされる。それぞれの科目履修によっていわゆる単位にあたるポイントを付与することとする。

(解説)

- ① 学習者は、地域公共政策士第1・第2種プログラムについて、それぞれ5科目以上、計120時間以上の資格教育にかかる科目を履修することが必要とされる。プログラムのうち少なくとも1つは、機構が定めたEQF（欧州資格フレームワーク）の各レベルに対応する学習アウトカムのレベル7相当の内容であることが必要とされる。それぞれの科目履修によっていわゆる単位にあたるポイントを付与することとする。

1 目的・教育目標

(大項目の解説)

本評価項目は、当該プログラムが育成しようとする「地域公共政策士」に要請される人材像を明確にし、プログラムの目的を具体的に示すことを目標とする。

- 1-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的および教育目標が明示され、育成すべき能力が明確かつ適切に公表されているか。

(解説)

- ① 当該プログラムが「地域公共政策士」のどの分野に対応するものであるか、育成すべき能力の社会的意義及び有用性は何か、社会における職能のどのレベルに該当する能力を育成するのか、またそこで要請される人材としてどのような人材像が想定されているのか、について、必要と思われる範囲で簡潔に記述すること。
- ② 資料は、実施機関において公表・広報されている印刷物等を必要に応じて補助資料として添付すること。

2 資格教育プログラムの内容

(大項目の解説)

- ① 本評価項目は、当該プログラムの目的に沿って具体的な教育科目群が設定され、学習効果と学習の質が当該プログラムが保証すべき職能レベルに対応していること、またそれらのことを担保する方策がとられていることを確認するために設定されている。
- ② 資料は、大項目1の目的・教育目標と重複する場合、その旨を本文で説明すれば特に添付する必要はない。
- ③ 各項目の記述は、当該プログラムに即した「学習用テンプレート」及び「学習アウトカムの定義」(所定の書式による)を作成した上で、その内容に即して行うこと。
- ④ 上記学習用テンプレート及び学習アウトカムの定義はこの大項目の資料として添付すること。

2-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラム修了に必要な期間および修得ポイント数が、当該プログラムの目的・目標に則して適切に設定されているか。

(解説)

- ① プログラムを構成している科目群が要求される職能レベルに対応する内容であることを具体的に説明すること。
- ② プログラムの最低取得必要ポイント数を明記し、科目の選択方法、他の機関との連携科目、随時開講や集中講義等の特別な学習期間の設定等については、特に説明を加えること。
- ③ 資料としては、プログラムを構成する全ての科目のリスト、選択科目の有無とその選択範囲、他の機関との連携の理由等について、原則として所定の書式で提出のこと。

2-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラム修了の基準及び方法が当該プログラムの目的・教育目標に応じて策定され、学習者に周知・共有されているか。

(解説)

- ① プログラムを構成している科目の学習形態、修了要件、成績評価の基準を、それぞれの学習内容として明示し、それらの要件がプログラムの目的と教育目標をどのように満たすのかの説明を求めている。ここでいう学習形態とは、講義形式、演習形式、フィールドワークなどの受講の形態を指す。
- ② ①で説明された要件を、学習者に周知する方法を、広報、パンフレット、シラバスその他適切と思われる資料を添付して説明すること。

2-3 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標を達成するため体系的な科目が編成されているか。

(解説)

- ① プログラムのカリキュラム編成の基本理念の説明を求めている。また当該プログラムを構成している科目がそれぞれ理論、応用、実践のどの分野に重点を置いた科目であるのかを説明すること。
- ② プログラムを構成している科目がそれぞれ理論、応用、実践などの分野とどのような関係にある科目であるのか、またなぜそれらの科目が配置されているのかについて体系的な学習の観点から説明すること。
- ③ 通常の開講形態と異なるプログラムや科目については、その目的とその履修方法をとる理由およびその効果について、可能な範囲で詳しく記述すること。

2-4 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標を達成するために科目の内容、教育の方法が適切に実施されているか。

(解説)

- ① 各科目の教育方法について、所期の教育目標・教育効果を達成するための具体的な方法（例えば、中間テスト、双方向型の講義、ワークショップ、グループ学習など）を記述すること。
- ② また新たな教育方法を開発した（開発している）場合には、その教育方法の特徴・期待される効果について記述すること。

2-5 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムでどのような学習者を想定しているかが明らかにされ、それに合わせた開講形態となっているか。

(解説)

- ① プログラムのパンフレット、募集要項等、対外的な広報を添付して、主として想定される受講者について、学歴・職歴・進路希望等が必要な範囲で明示されているか否かを説明すること。
- ② 学習者の属性に即した開講形態がとられている場合には、その開講形態を説明すること。

3 資格教育プログラムの管理・運営・改善

(大項目の解説)

- ① 本評価項目は、当該プログラムがその目的に沿って適切に管理され、一体的に運営され、さらにより高い教育効果を実現するために積極的に改善されることを目的に設定している。
- ② ここでいう管理とは、当該プログラムが、「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークに適合し、かつ各科目が当該プログラムの目的と目標にそって編成される状態が継続的に維持され、さらに教育研修の結果に関するデータや資格認定にかかる帳票等が適切に管理されていることを意味する。
- ③ ここでいう運営とは、各科目の時間割や科目の配置および学習環境が、学習者にとって最適なものとして機能していることを意味する。
- ④ この評価項目では、管理・運営・改善にかかる仕組みについても評価を行う。

- 3-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの趣旨に沿って、科目の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の科目日程等を明示し、カリキュラムおよびシラバス等の見直しを適切に実施しているか。

(解説)

- ① 評価項目2-2と重複するものは省略することができる。カリキュラムおよびシラバス等の見直しに関する事項は必ず記述すること。

- 3-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標に応じた評価、ポイント認定の基準および方法が策定され、それらが学生に対して、あらかじめ明示され、それらの基準および方法に基づき、学習の成果に対する評価、ポイント認定が行われているか。

(解説)

- ① 評価項目2と重複するものは省略することができる。ただし講義形式の科目等で実施されているペーパーテスト以外の成績評価を行う場合には、具体的にその方法を記述すること。
例) 論文提出、評価方法、審査員による論文審査、論文の要件 etc・・・
- ② 学習評価について学習者にあらかじめ示されている文書等を資料として添付すること。
シラバスに記載されている場合はその旨注記のこと (この項目での提出不要)。
- ③ プログラム独自又は科目独自の特色ある取り組みがある場合には、その内容に即した評価方法について、その評価方法をとった理由と具体的な評価の方法について記述すること。

- 3-3 学習の成果に対する評価、ポイント認定において、評価の公正性および厳格性を

担保するため、学生からの異議申し立てに対応する仕組みが明文化され、運用されているか。

(解説)

- ① 学習評価の公平性・厳格性を担保するための具体的な取り組み・組織・制度について記述すること。プログラム単位ではなくプログラムを実施する団体・機関全体の仕組みを適用する場合には、その旨注記するとともに全体の制度について記述すること。評価項目2と重複する場合には省略することができる。
- ② 他の機関・団体との連携による学習プログラムの場合には、連携当事者間の学習評価に関する整合性の担保方法について記述すること。評価項目2で記述している場合には省略することができる。
- ③ 学習者から評価について疑義が提起された場合の対処方法、またその対応に異議が申し立てられた場合の対応手続きについて記述すること。

3-4 「地域公共政策士」育成プログラムを継続的かつ円滑に実施していくため体制が適切に整備されているか。

(解説)

- ① プログラムの管理・運営を継続的・体系的に進めるための協議体あるいは組織について、その形態と活動範囲を記述すること。
- ② プログラムの運営にかかる事務執行体制があれば、その形態と組織上の位置づけを記述すること。

4 教育効果の測定

(大項目の解説)

① 本評価項目は、当該プログラムの学習成果を測定するための具体的な取り組みを行うためのものである。測定の方法としては、学習アウトカムの定義に従って学習者自らが評価する受講者評価 (learner's evaluation)、修了者の進路のトレース、修了者に対する社会的評価、キャップストーンプログラムにおける外部機関等の評価があるが、ここでは受講修了者によるプログラムの評価、外部機関等による評価を評価項目としている。

4-1 各プログラムの教育目標の達成度について修了者による評価の仕組みが整備されているか。

(解説)

① 学習修了者に対して、当該プログラムの学習効果に対する評価を実施している場合には、その具体的な調査方法を記述すること。またその調査結果について資料を添付すること。

(参考 可能であれば学習アウトカムの定義に対応する調査項目を採用されたい)

② アウトカム調査が実施されている場合、その旨追記すること。

4-2 外部機関と連携した科目等がある場合には、その実施先による学習者の学習成果に対する評価の仕組みが整備されているか。

(解説)

① 外部機関との連携がある場合には、学習成果の評価を実施する主体とその評価方法について、どのように整合性を担保するのか、記述すること。

② キャップストーンプログラムにおける担当教員の評価と、キャップストーンの受入先による評価との関係を学習アウトカムの定義に即して具体的に記述すること。

5 教員団

(大項目の解説)

- ① 本評価項目では、当該プログラムの各科目を担当する全ての教員の構成とその専門的能力について、プログラムの目的と目標に即した内容になっていることを確認する。
- ② 教員団とは、当該プログラムの科目の教育にもつばら関わる教員だけでなく、特別任用教員、非常勤教員、補助的教員およびプログラムの運営に関わる教員も含めた広義の教員を含んだ教学集団を言う。

5-1 教員団が各プログラムの目的および教育目標に沿って構成されているか。

(解説)

- ① プログラムの各科目の担当者については、職位、専任と非常勤あるいは兼任、担当分野、主たる経歴および資格等必要な事項を提出すること（別表様式による、ただし経歴および資格等は経歴書で代替可能とする）。
- ② 担当分野は、理論・応用・実践に大別し、複数分野を担当する場合はその旨記述すること。

5-2 科目を担当する教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、適切な指導能力を備えているか。

(解説)

- ① 教員の類型は、以下の各号に該当するものとする。
 - 第1号教員 教育上または研究上の学位及び業績を有する者
 - 第2号教員 特に優れた知識および経験を有する者
 - 第3号教員 教育指導に必要な資格・技能等を有する者
 - 第4号教員 資格教育プログラムの遂行上特に必要とされる授業の補助を行う者
- ② 教員の類型は5-1の別表に記載されている場合には省略することができる。
- ③ 第4号教員については、その教員を必要とする理由と効果を簡単に記述すること。

6 資格教育プログラムの特色

(大項目の解説)

- ① 本項目は、「地域公共政策士」育成プログラムの実施にかかる各実施機関の質の向上に向けた努力を積極的に評価することを通じて先進的な取り組みの情報を各機関が共有し、より質の高い「地域公共政策士」育成プログラムの開発を支援することを目的としている。
- ② 本評価項目の記述にあたっては、既に各項目で記述されたことであっても、オフキャンパスプログラム等の各機関の特色がよく現れている取り組み、新たな手法や効果的な学習方法の開発、各機関が社会に対して積極的にPR したい内容等、自由にテーマを設定し様式は問わずに記述すること。
- ③ したがって本項目は本評価基準に基づく総合評価で積極的な姿勢や取り組みとして評価されるものであり、各機関に課題や修正を求めるための評価項目ではない。

6-1 当該のプログラムの特色ある取組みについて記述してください（自由記述）。